第11回「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」

平成 31 年 2 月 20 日 午後 1 時~ 2 時 30 分 協 会 第 1 会 議 室

次 第

- 1. SDGs 債の範囲及びガイドブックについて
- 2. 本分科会報告書(案)について

以 上



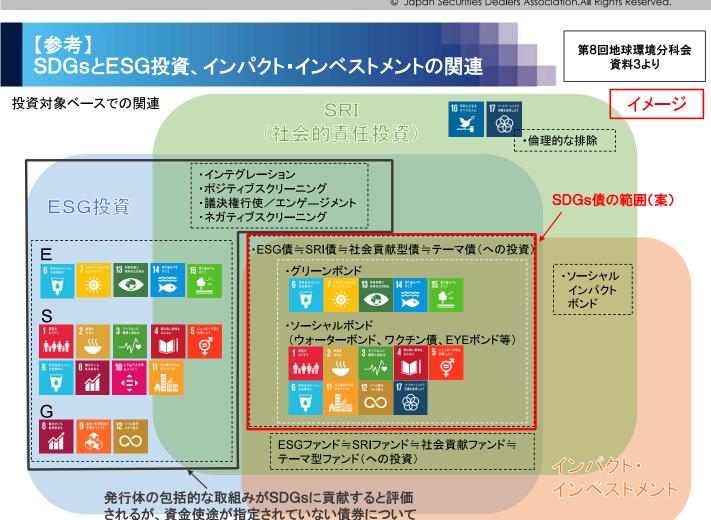
資料1

「SDGs債」の範囲について

(SDGsに貢献する金融商品に関するWGにおける検討結果)

2019年2月20日 日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.



は「SDGs債」の範囲外

【参考】「SDGs債」の使用場面の想定

第8回地球環境分科会 資料3より

総称としての「SDGs債」の使用が想定される場面

業界/各社の 取組みのPR 広報・セミナー SDGs/ESG をテーマとした 各種顧客向け レポート等に おける記載

各種統計での 基準とする 個別商品の説 明資料等への 記載 個別銘柄の名 称等における 使用

狭く

(例) 各社のリリース、 ウェブサイト等に おいて「SDGs債」 の取扱状況や実 績をPRする場面 例) グリーンボンド等 の市場動向など の、個別銘柄に限 定しないレポート (例) Bloomberg等 の情報ベンダー のデータベース (例) 顧客説明資料に て、当該銘柄が「SDGs債」である ことに言及するなど。 (例) HSBCや世界銀行 による既発債

概念・総称としての「SDGs債」
→広い範囲とすることで、普及、 推進につながるのではないか。

各団体により個 別に定義づけさ れている。 個別商品の商品性を厳密に反映する必要があることから、厳密な定義が必要となる。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2

SDGs債の範囲についてのWGにおける検討





前提

ICMA原則におけるグリーンボンド等がグローバルスタンダードとして定着していることから、ダブルスタンダードを避けるため、一般的に「SDGs債」に含まれると考えられる範囲を示すこととする。

SDGs債の範囲に関する考え方・論点

• WGでは以下の考え方や論点が示された。

グリーンボンド、ソーシャルボンドなどの ICMA原則に沿った債券はグローバルス タンダードとして国内外に認められている

ICMA原則では資金使途のSDGsへのマッピングを行っている一方、SDGsからICMA原則への紐付けはされておらず、SDGsに資することでICMA原則に沿っているとは言い切れない

SDGsに貢献する金融商品の普及・ 推進に向け活用するため、 なるべく幅広い債券を対象とすると共に、 SDGs債の信頼性、透明性を担保し、 乱用を防ぐ必要がある

SDGs債の範囲

• 左記の考え方や論点を踏まえ、以下のとおり対応する。

「一般的にスタンダードとして認められている原則(IC MAグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなど)に沿った債券」をSDGs債に「含まれる」債券として、明確に提示

※ ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において 策定された原則も含む。

SDGs債が「SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し」ている債券であることを提示し、ICMA原則の資金使途にリンクさせる

「事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関」が発行する債券が含まれることを明文化すると共に、「インパクト(改善効果)に関する情報開示が適切になされている債券」と提示することで、信頼性、透明性を確保

※情報開示として、例えば、ICMA原則で示されるインパクト・ レポーティング(影響評価報告)に準じた内容が考えられる

SDGs債の範囲について (SDGs金融商品WGガイドブック案における記載より)



調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則(以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。)*1に沿った債券や、事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関*2が発行し、インパクト(改善効果)に関する情報開示が適切*3になされている債券が含まれます*4。

- *1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。日本においては、環境省により「環境省グリーンボンドガイドライン」が公表されました(2017年)。一般的に、これらの原則に従い発行された 債券には、準拠する原則に応じグリーンボンド、ソーシャルボンド、又は、サステナビリティボンド等の呼称が付されています。
- *2 事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関としては、主に国際機関が考えられ、例えば、アジア開発銀行、 国際復興開発銀行(世界銀行)、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、欧州投 資銀行、北欧投資銀行などがあります。
- *3 例えば、ICMA原則で示されるインパクト・レポーティング(影響評価報告)に準じた内容が考えられる。但し、事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もあることに注意が必要です。
- *4「SDGs債」という呼称は主に国内市場で用いられており、海外市場についてはその限りではありません。

「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」 第一次報告書

2019年3月●日

日本証券業協会

証券業界における SDGs の推進に関する懇談会 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会

目次

I. はじめに 1
II. SDGs に貢献する金融商品の現状
Ⅲ. SDGs に貢献する金融商品の拡大に向けた課題と具体的施策
1. 統一呼称について7
2.「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」(仮称)の作成8
3. 経済的メリット・インセンティブの付与、法規制等の改正10
4. 評価体系の確立(ESG 評価/指数)12
5. 投資家行動の在り方13
6. 発行会社による情報開示15
IV. おわりに

参考資料

- 【資料1】SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック
- 【資料2-1】「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」委員名簿
- 【資料2-2】「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」の設置について
- 【資料2-3】「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の運営について
- 【資料2-4】「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の検討状況
- 【資料3-1】「SDGs に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」委員名簿
- 【資料3-2】「SDGs に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」の設置について
- 【資料3-3】「SDGs に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」の検討状況
- 【参考】「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」委員宛てアンケートの項目及び結果 の概要

I. はじめに

2015年9月、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)として、2030年を期限とする17の目標を定め、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めている。また、我が国においても、SDGsを日本の未来を創る国家戦略の主軸に据え、官民を挙げてオールジャパンでの取組みが進められている。

他方、証券業界では、従来から、証券業として社会的課題の解決と経済的利益との両立を目指す、いわゆるインパクト・インベストメント(グリーンボンド、ソーシャルボンド等)や、環境・社会・企業統治を重視する ESG 投資の促進などに取り組んできた。このインパクト・インベストメントや ESG 投資等は環境、経済、社会に配慮した持続的発展を目指すという点において SDGs と共通する理念も多い。また、これらの取組みは、資本市場を経由するため、国内外のあらゆる産業や個人への波及効果も期待され、SDGsの幅広い目標達成に向け貢献できるものと考えられる。

証券会社自身も経営に SDGs を取り込み、環境や社会課題の変化に自身のビジネスモデルを柔軟に対応させていくことにより、新たなビジネス機会が生まれ、自らの企業価値の向上、持続的な発展につながることが期待される。また、証券会社の役職員一人一人が、自らの仕事が SDGs への貢献に結び付くことを意識することで、資本市場や証券業界の社会的意義をより自覚することにもつながるだろう。証券会社役職員がこのような意識の下、証券業という仕事に誇りをもって業務を行うことや証券業界が率先して社会的役割を果たすことが、金融・資本市場の信頼性の向上、ひいては金融・資本市場の活性化にも寄与するものと考える。

このような認識の下、2017 年 9 月、日本証券業協会(以下「日証協」という。) は、証券業界として、SDGs で掲げられた社会的な課題に積極的に取り組んでいくため「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。) を設置するとともに、懇談会の下、既に行われている取組み(インパクト・インベストメント、ESG投資など) が SDGs の目標に照らし、さらに貢献できる可能性について検討するため、

「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」(以下「本分科会」という。)を設置した。

本分科会では、SDGs に貢献する金融市場に関係する発行体、政府関係者や、国内外の 有識者との意見交換を通じて、証券業界としての施策について議論を行った。

また、2018 年9月、本分科会の下部に、本分科会において提案された取組みについて、実務に則した具体的な検討を行うため、「SDGs に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」(以下「SDGs 金融商品 WG」という。)を設置した。

本報告書は、SDGs に貢献する金融商品市場の拡大に向けた施策や、SDGs 金融商品 WG における検討等を踏まえた本分科会における 11 回に及ぶ議論の結果を報告書として取りまとめたものである。

Ⅱ. SDGs に貢献する金融商品の現状

SDGs 達成のための大きな課題の一つに、特に途上国の深刻な資金不足が指摘されている。SDGs の達成には、世界全体で年間5兆~7兆ドル(途上国においては3.3兆~4.5兆ドル)という膨大な資金が必要であると試算されてお91、公的資金のみでの対応では不十分であるため、民間金融を通じた資金調達が欠かせない要素とされる。

この資金ギャップを解消し、SDGs に掲げられた課題解決に向けた民間資金の流入をより加速させるためには、インパクト・インベストメント関連の金融商品への投資やESG投資が有効であり、投資家は、証券会社が取り扱う様々な金融商品への投資を通じてSDGs に貢献することが可能である。とりわけ、債券はその他の金融商品と比較し、調達資金の管理やトレースのしやすさという点が特長であると考えられる。

(1) SDGs に貢献する債券

調達した資金を特定の SDGs 貢献事業に充てることとする債券の代表的なものとしてグリーンボンド及びソーシャルボンドが挙げられる。

我が国においては、2008 年、予防接種のための国際金融ファシリティが発行する債券 (いわゆるワクチン債) が個人向けに販売されたことを契機として、社会貢献型債券の販売が続いた。2009 年以降、"ベスト・エフォート型"の資金管理を導入した発行体による起債が増加し、マイクロファイナンス、水、教育、農業など、起債テーマも拡がりを見せた(2017 年までに16 発行体、24 テーマ)一方、地方銀行や学校法人など機関投資家においても、私募形式での社会貢献型債券への投資を増加させた。

2013年頃には、海外においてグリーンボンドへの投資を表明する機関投資家の増加を背景に、民間企業によるグリーンボンドの起債が活発化した。2014年には、国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)において「グリーンボンド原則」(以下「GBP」という。)が策定され、グリーンボンドの透明性、情報開示及び報告に関するガイドラインが示された。グリーンボンド原則は、その後、「ソーシャルボンド原則」(以下「SBP」という。)、「サステナビリティボンド・ガイドライン」(以下「SBG」という。)が追加された²。国内においても、2017年に環境省「グリーンボンドガイドライン 2017年版」³が策定され、注目を集めている。

こうした流れのなか、2014年10月には本邦発行体による初のグリーンボンドがユ

https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/wir2014_en.pdf

¹ UNCTAD World Investment Report 2014

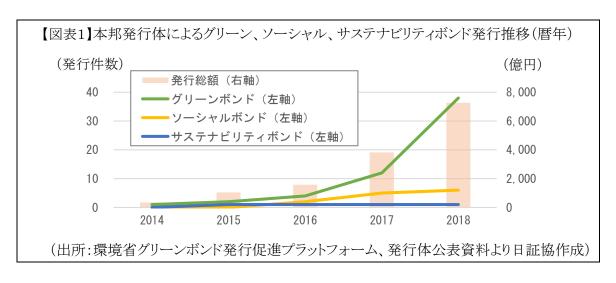
²⁰¹⁸年6月、GBP、SBPおよびSBGの改訂が行われるとともに、公共及び民間部門の発行体や投資家が、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行及び投資をSDGsに照らして評価できるよう「グリーンボンド及びソーシャルボンド:持続可能な開発目標(SDGs)に照らしたハイレベルマッピング」が公表された。また、同時に外部評価に関する追加ガイダンスとして「グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドに係る外部評価に関するガイドライン」の公表が行われた。

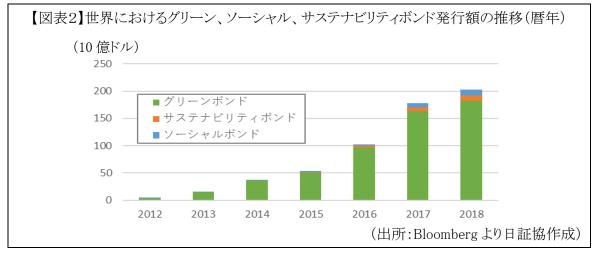
https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/

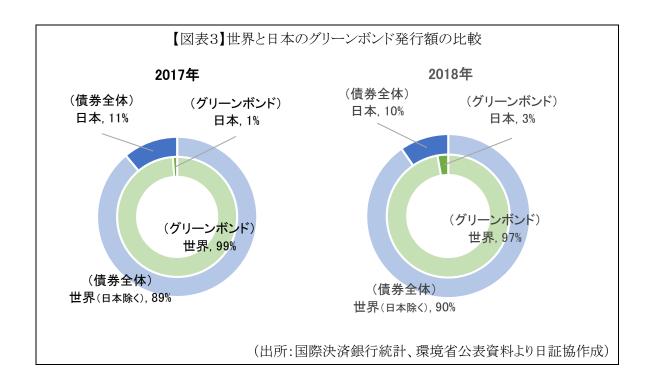
³ http://www.env.go.jp/policy/greenbond/gb/greenbond_guideline2017.pdf

ーロ市場において発行され、その後も金融機関を中心としたグリーンボンドの発行が 続いた。2016年には、国内で GBP に準拠した債券の発行が初めて行われ、2017年以 降、事業会社による発行、個人向け債券の発行へと拡大した。

しかしながら、我が国の経済や債券市場全体の規模からすると、グリーンボンド等の市場は海外に比較して小規模にとどまっており(図表3)、今後の拡大の余地は大きいと考えられる。







(2) その他の SDGs に貢献する投資

債券以外にも、SDGs への貢献が実現できる金融商品は多岐にわたる。

株式市場では、社会や環境、企業統治 (ESG) の要素を投資判断に体系的に組み込み、総合的な評価が高い企業に投資を行ったり、同業他社と比較して ESG パフォーマンスが優れたセクターや企業に投資を行う ESG 投資が拡大している。

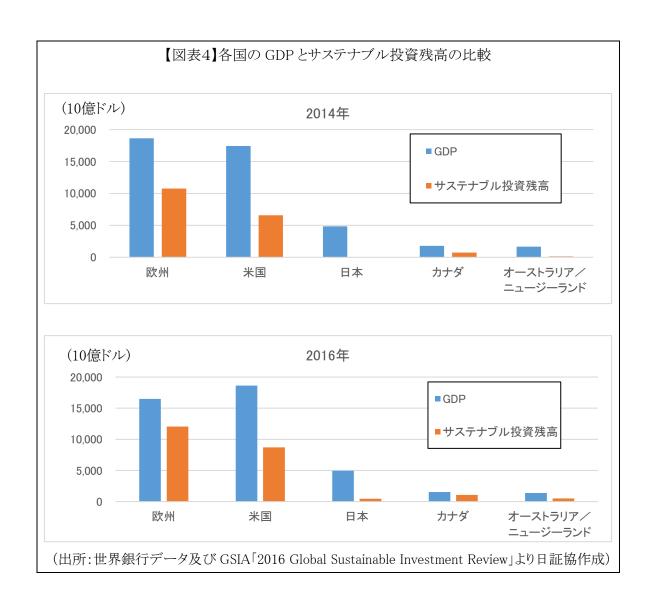
投資信託では、環境や社会など特定のテーマに沿って投資対象を選定、評価する投資信託などが多数設定されている⁴。

このように我が国においても SDGs への貢献を目的とした金融商品の市場は拡大しつつあるが、世界的に見ると、上記1の債券同様、その市場規模は相対的に極めて小さいと言える(図表4)。

4

⁴ ESG 関連ファンドの公募・私募合計の純資産総額(本数)は、2018 年 11 月末時点で、38 兆 1,795 億円 (2,034 本)となっている(投資信託協会調べ)。

https://www.toushin.or.jp/topics/2019/19247/



Ⅲ. SDGs に貢献する金融商品の拡大に向けた課題と具体的施策

本分科会では、我が国における SDGs に貢献する金融商品の現状(前述Ⅱ)を踏まえ、当該金融商品市場の拡大に向けた課題や施策等について、本分科会委員へのアンケート結果(参考1)等をもとに、検討を行った。

その結果、他の課題への影響度やSDGs に貢献する金融商品の投資家への訴求効果等を踏まえ、以下の課題について、優先的に検討、対応すべきとされた。

- インパクト・インベストメント等に関する定義、ガイドラインの整理(インパクト・インベストメント商品の呼称の統一や基準の体系化・明確化)
- 経済的メリット・インセンティブの付与(利子所得等に対する税制優遇、非課税化や、グリーンボンドのリスク・ウェイトの低減)
- 評価体系の確立(幅広い投資対象を含む ESG 評価、評価機関の評価項目統一化 や ESG 関連インデックスの組成)
- 投資家行動の在り方(少なくとも同条件なら ESG 関連の投資を行う等の方針 策定の促進や ESG 投資への説明(例えば Comply or Explain 等))

なお、本分科会では、上記以外にも、SDGs に貢献する金融商品市場の拡大に向けた課題として、以下の課題が挙げられた。

- セルサイドアナリストの役割 (ESG 要因等を加味した評価・分析、情報提供や ESG 専門のアナリストの育成)
- 投資機会の提供(商品の多様化や、販売チャネルの多様化)
- 統計データの作成
- 開示書類の改善、整備等(発行体の ESG、SDGs 関連の取組みに対するディスクロージャーのフォーマット化、有価証券届出書、目論見書等の様式改善(記載例の追加))
- 証券会社の役職員向けの普及・啓発活動(経営層や営業員に対する継続的な啓 発)
- 投資家向けの普及・啓発(分かり易い啓発資料やウェブページの作成、業界や 国を挙げての PR 活動、セミナーの開催)

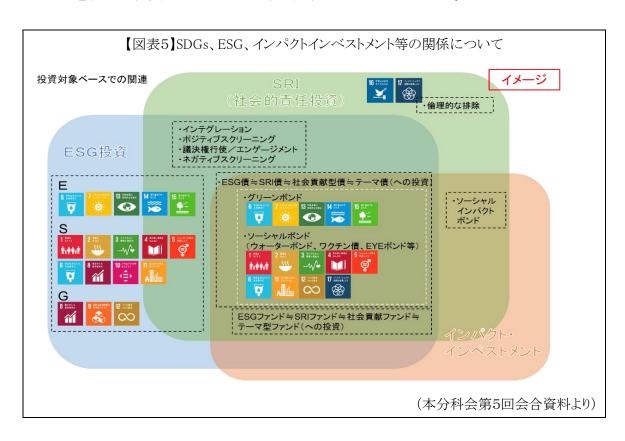
これらの課題を踏まえ、本分科会では、次の1. \sim 6.の各テーマを取上げ、その課題解決に向けた具体的施策等について検討を行った。

1. 統一呼称について

(1) 背景

SDGs に貢献する金融商品については、現状、証券会社各社において多様な呼称が用いられ、その定義も各社によって異なっており、この点が、個人を含む投資家や販売側(外務員)の理解、認知度向上を妨げる一因となっていると考えられる。

このため、本分科会では、SDGs に貢献する投資の促進のためには、分かり易く、統一した用語が使用されることが望ましく、証券会社は、顧客に対する分かり易さ、認知度向上の観点から、可能な限り SDGs に貢献する金融商品について統一呼称等を用いることが期待され、日証協は、当該用語または呼称が広く一般に浸透するよう、周知のための施策を行うべきであるとされた。



(2) 呼称の統一に関する考え方

本分科会では、<u>呼称統一に関する基本的な考え方として</u>、以下の理由より<u>、①統一</u> <u>呼称には「SDGs」を用いること、②呼称統一の対象は債券に限定することが適当とさ</u> れ、SDGs に貢献する債券を「SDGs 債」と統一して呼称することとされた。

また、「SDGs 債」の具体的な範囲については、業務を通じて発行体や投資家と接する立場にある証券会社の実務担当者を構成メンバーとする SDGs 金融商品 WG において、検討を行った。

- ① SDGs に貢献する金融商品の普及のため、統一呼称には「SDGs」を用いる。 (理由)
 - ·SDGs は幅広い課題の解決に向けた包括的概念である。
 - ・統一呼称の対象であるグリーンボンド、ソーシャルボンド等は SDGs のいずれかの目標に資するとされる。
 - ・今後、新たな種類のプロジェクトに係る債券の発行にも対応可能と考えられる。
 - ・証券会社の役職員の SDGs 自体の認知度・理解度の向上に資する。
 - ・証券会社の顧客(個人、企業等)の SDGs 自体の認知度向上にもつながる。
 - ・本分科会は、証券業を通じた SDGs への貢献を目的とする。
 - ・一般社会における SDGs の認知度向上に伴って、SDGs に関心のある層(投資未経験層を含む)による投資促進につながり、ひいては投資家層、発行体のすそ野拡大に資する。
- ② 呼称統一の対象は債券とする。 (理由)
 - ・資金使途が明確又は限定可能であり、SDGs へ貢献するものを特定しやすい。
 - ・証券業界における検討で迅速に対応が可能である。

(3)「SDGs 債」の範囲について

SDGs 金融商品 WG では、実務的な見地から「SDGs 債」の範囲について検討を行い、「SDGs 債」には、SDGs の中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則(以下、「原則」といい、GBP、SBP、SBG などを指す) 5に沿った債券や、事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関⁶が発行し、インパクト(改善効果)に関する情報開示が適切7になされている債券を含むこととした⁸。

2.「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」の作成

(1) 背景

.

⁵ ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もある。日本においては、環境 省により「環境省グリーンボンドガイドライン」が公表された(2017年)。一般的に、これらの原則に 従い発行された債券には、準拠する原則に応じグリーンボンド、ソーシャルボンド、又は、サステナビ リティボンド等の呼称が付されている。

⁶ 事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関としては、主に国際機関が考えられ、例えば、アジア開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行などがある。

⁷ 例えば、原則で示されるインパクト・レポーティング (影響評価報告) に準じた内容が考えられる。但し、事業自体が SDGs に貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もあることに注意が必要である。

⁸「SDGs 債」という呼称は主に国内市場で用いられており、海外市場についてはその限りではない。

SDGs 達成に資する投資の普及に向けた実務対応の状況に関して、ICMAより GBP、SBP、SBG が公表されており、我が国においても環境省よりグリーンボンドガイドラインが公表されている。これらは、いずれもある種の調達資金使途指定債券の発行体向けの指針と言え、証券会社が引受・販売業者として実務において参照するような手引き、マニュアルは未整備である。また、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドについては、国内向けの実務対応が未着手であり、発行体も国際協力機構(JICA)等に限られている。

本分科会では、この状況を踏まえ、以下のとおり各案について検討を行い、まずは、SDGs に貢献する金融商品に関する証券会社の役職員への普及・啓発や、投資家の認知度の向上を目的とした資料(案A-2)を作成することとした。

なお、同資料の構成、記載内容についてはSDGs 金融商品WG において検討を行い、「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」を作成した(資料1)。

【案A-1】

引受・販売を行う際の実務マニュアル(申し合わせ)を作成する

(記載内容例)

- ・引受時に発行体に確認すべき事項(例:発行体の方針/ICMA 原則に対する考え方/セカンドオピニオン取得)
- ・顧客(投資家)に対して確認・説明することが望ましい事項(例:インパクト投資の意義と特徴、顧客の意向)

(委員による意見)

日証協としてのベストプラクティスとして包括的なものを用意することについて賛同意見も寄せられたが、証券各社が必要とされるアセスメント、判断に関してもう少し検討する必要があるのではないかとの意見も寄せられた。

【案A-2】

引受・販売を行う証券会社役職員への啓発資料(販売にあたって必要な知識等)を作成する。

(記載内容例)

・顧客(発行体及び投資家)に対して確認・説明することが望ましい事項 (例:インパクト投資の意義と特徴、顧客の意向)

(委員による意見)

実務的に前進させるために、まずは証券業界での浸透を図る必要がある、 証券会社役職員の認識・理解の向上がなければ、顧客に対して SDGs の説明 を行うことはできないといった観点から、賛成意見が多く寄せられた。

【案B】

上記【案A-1】及び【案A-2】に加え、証券業界のみならず、広く市場関係者が統一的に用いる、ソーシャルボンドに関するガイドラインを作成する。

(記載内容例)

- ・ソーシャルボンド等の発行、投資、社会面でのメリット
- ・ICMA 原則の求める各要素への対応(具体的な事例)
- ・ICMA 原則を満たすためのチェックリスト

(委員による意見)

国内での対応が未着手であったソーシャルボンド等の ICMA 原則に則った ガイドライン策定は、発行促進のインパクトも見込め、特に有意義であると いった賛成意見も寄せられた。また、短期的にはAを進めつつ、中長期的に Bの取組みを図っていくことが良いとの意見もあった。

(2) 今後の課題

引受・販売を行う際の実務マニュアル(案A-1)やソーシャルボンドに関するガイドライン(案B)の作成については、証券会社に必要とされる事項や包括的なベストプラクティス等を整理するための情報の不足が課題となっている。他方、本分科会委員から、前者については、「実務に近いワーキング・グループにおいて課題を洗い出し、必要に応じて、分科会として検討していけばよい。」との発言があったほか、後者については、「当社内では最も重要とされた。マーケットを広げるために意義のあることなのか、効果のあることなのかということをもっと議論すべき。」との指摘もあった。

これらの意見を踏まえ、本分科会では、引受・販売を行う際の実務マニュア ル及びソーシャルボンドに関するガイドラインについて、作成に当たっての課 題の洗い出し等、継続的に検討を行うべきとされた。

3. 経済的メリットやインセンティブの付与、法規制等の改正

(1) 背景

SDGs に貢献する金融商品市場の拡大に向けた課題として、発行体や投資家にとっての明確な経済的メリット等のインセンティブがないことが挙げられる。

例えば、債券の場合、発行体にとっては、グリーンボンド等に対する投資家のニ

ーズが高いことを背景としてコスト軽減になる局面もあり得るが、他方で、資金使途とするグリーン事業、社会事業の適格性評価やレポーティング、資金管理のための追加コストが必要となるため、通常の債券と比較した経済的メリットがないとされている。投資家にとっても、グリーンボンド等への投資による利回りは通常の債券と比較して優位とは言えず、経済的なメリットが見出しづらい状況である。

(2) 具体的方策

① 税制措置

本分科会では、SDGs に貢献する金融商品市場の発展への寄与が期待出来る方策として、SDGs に貢献する金融商品を取得、保有する投資家に対する税制措置による経済的メリットの付与が提案された(例:つみたて NISA の対象指数への追加、利子所得等に対する税制優遇や非課税化)。

他方で、証券関連3団体(日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会)による「平成31年度税制改正に関する要望」(2018年(平成30年)9月公表)において、SDGs 推進のための税制措置が掲げられた。2020年度税制改正要望の具体化に向けた議論の中でも、SDGs 推進のための税制措置について、引き続き検討が行われる予定である。

IV SDGs (持続可能な開発目標) 推進のための税制措置

○ 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること)

(「平成31年度税制改正に関する要望」より抜粋)

本要望について、本分科会では、「我々は証券会社なので、証券税制を議論することになるが、デンマークでは投資優遇である(証券だけでない)ように、国の財政全体を含めて、SDGs 関連の投資全体を伸ばすという観点で有効な政策を考え、その中での証券税制の在り方を検討する必要があるのではないか。」といった問題提起がなされた。

② リスク・ウェイトの低減

近年、欧州においては、自己資本規制上の扱いを変更することが銀行や保険会社にとってグリーンアセットの保有高を増加させる大きなインセンティブになることが指摘されている。

こうした流れを受け、本分科会では、投資家層の拡大に向けた方策として、機

関投資家(金融機関)が保有するグリーンボンド等に係るリスク・ウェイトの低減についての検討を行った。

本分科会委員からは、「リスク・ウェイトは発行体の信用リスクに連動しているものであり、SDGs に貢献する債券の社会的意義と信用リスクを紐づけるのは相当ハードルが高いのではないか」との認識が示された一方、「諸外国では国債でのグリーンボンド発行があるが日本では発行されていないので、日本国債でグリーンボンドの発行を促していくことが、銀行セクターのグリーンアセットの増加につながるのではないか」、「国債や、既に政府保証のある債券、地方債など、もともとリスク・ウェイトの低い発行体によるグリーンボンド発行を促してはどうか」といった提案があった。

本分科会では、リスク・ウェイトの低減については、グリーンボンド等の普及のためにも早期から発行体、投資家両サイドの立場から様々な議論をしていかなければならないという認識のもと、長期的に検討を行うこととされた。

4. 評価体系の確立(ESG評価/指数)

(1) 背景

SDGs に貢献する金融商品市場の拡大に向けては、ESG 評価やインパクト評価を 投資家が利用しやすい環境にしていくことが有効である。

本分科会では、この点について、格付機関・評価機関ごとの評価方法、基準が分かりづらく、各機関の評価結果にばらつきがあることが、当該市場の拡大を阻害しているのではないかとの指摘があった。

また、SDGs に貢献する金融商品の投資拡大に向けては、パッシブ投資家の流入を促すための指数の組成が方策として挙げられた。

(2) 今後の課題

① ESG 評価·格付

有識者からは、ESG 評価や格付にばらつきが存在する点について、各評価機関等によって評価・着目する項目が異なることに起因するが、このばらつきこそが投資家の投資機会に繋がり、投資家は各機関の評価の違いに着目し自らの判断の妥当性を確認していくべきではないか、との意見があった。

本分科会では、本意見を踏まえ、ESG 評価や格付にばらつきがあることを前提としたうえで、投資家が ESG 評価等を利用しやすい環境整備に向け、以下の意見があった。

(証券会社としての取組み)

✓ 証券会社は、投資家の ESG 格付と ESG 評価 (≒SPO)、グリーンボンドにおけ

る「ESG 格付」の定義に関する正確な理解を促進するため、主導して言葉の整理を行うことが必要。

(他団体等における取組み)

- ✓ 格付・評価機関等において、格付に関する細かい符号、各種クライテリアの 詳細や決定プロセスについての一貫性のある説明の継続が望まれる。
- ✓ 投資家が格付や評価の相対比較ができるよう、幅広い銘柄や案件での格付・ 評価実績を増やすことが重要。

(その他)

✓ 発行体の ESG に関する認証制度が必要

② ESG 指数

本分科会では、ESG 指数について、現存する指数のメソドロジーや利用状況等を踏まえ、ESG 投資へのパッシブ投資家の流入を更に促すため、以下の意見があった。

(証券会社、証券業界としての取組み)

- ✓ 証券会社は、ESG 株式指数に組み込まれた企業が、株式以外の投資家(債券やローン投資家等)に評価されるよう、①企業の情報発信に係る支援、②販売時の投資家への説明を行うことが有用である。
- ✓ 証券業界として、現存する ESG 指数の一覧、比較ができるよう整理すること が有用である。

(その他)

- ✓ 債券投資家への訴求に向けた債券における ESG 指数の開発も有用である。
- ✓ 一方、指数が乱立すると、投資家がどの指数を利用すればよいのかという議論になるため、指標となる指数が1つある方が投資家への訴求効果が期待できるとの考え方もある。数多くある指数の中で、どの指数がベンチマークになるか、またどの指数をどの投資家が利用するのかが非常に重要である。

③ 情報開示

有識者からは、ESG 評価や ESG 指数の組成に当たっては、企業の非財務情報 (ESG 情報) の開示が必要であるが、現状、発行会社による開示は十分ではない との指摘があった (後記「6. 発行会社の情報開示」参照)。

5. 投資家行動の在り方

(1) 経緯

前述の通り、SDGs 達成のためには莫大な資金が必要とされており、民間企業

による環境・社会的課題の解決に向けた取組みを促すためには、機関投資家による ESG 投資は有効と考えられる。

このような認識の下、本分科会では、投資家行動に関して以下の意見が示された。

- ✓ ソーシャルファイナンスには、キャッシュで表せない価値が内在していることを発行体も投資家も認識して、発行、購入、仲介といった行為が社会的に非常に意味のあるミッションとされるのが理想である。
- ✓ 経営層へ大きな影響力を持つのは、投資家や社外取締役の発言である。 投資家が何らかのルールに基づいてエンゲージメント等するようになれ ば、投資家からの評価を得るために自ずと取り組まざるを得なくなるの で影響が大きい。デットにしても投資家が買ってくれるとなると発行体 も発行を検討するだろうから、投資家の役割は大きい。
- ✓ 投資家サイドでも、同じ条件であれば ESG 関連銘柄を選ぶことを原則としてエンフォースさせる仕組み、例えば、従わない場合には説明を義務付けるなどの対応も必要ではないか。
- ✓ 資金の出し手であるアセットオーナーの意思がアセットマネージャーの 行動に大きな影響を与えるため、アセットオーナーへの啓蒙活動が重要 ではないか。

他方で、証券会社として果たすべき役割等についても以下の意見が示された。

- ✓ 証券会社の強みは個人投資家とのつながりである。他業界では個人投資 家に訴求できないので、SDGs に貢献する投資を個人投資家にアピールす る部分で証券会社は最も貢献できるのではないか。
- ✓ 個人投資家は社会貢献につながる商品への理解が高く、若い層ほど ESG、 SDGs への関心が高いようである。個人投資家については販売業者として の証券会社が強いチャネルを持っている

<u>今後、証券会社各社におけるより一層の個人投資家への普及・啓発が期待さ</u>れる。

(2) 本分科会意見の「ESG 金融懇談会」への提出

本分科会では、委員からの SDGs に貢献する投資の促進に向けた投資家行動に 関する意見や証券会社として果たすべき役割等を取りまとめ、環境省に設置された「ESG 金融懇談会」へ参考資料として提出した。同懇談会では、2018 年7月、「ESG 金融懇談会 提言 ~ ESG 金融大国を目指して ~」を公表している。

^{9 「}ESG 金融懇談会 提言 ~ ESG 金融大国を目指して ~」(2018年7月27日) http://www.env.go.jp/policy/01ESG.pdf

① ESG 要素(特に"E") を考慮した金融商品の拡大

~ (略) ~

機関投資家は、21世紀の受託者責任の考え方の浸透とともに、利回り等の条件が同一又は類似であれば ESG 関連銘柄へ投資するなど、ESG 投資に関する方針を明確化することが望まれる。

環境や社会問題を意識した投資を志向しているといわれるミレニアル世代を個人長期投資家として育てるべきとの指摘もある。個人投資家に対しても ESG/SDGs を意識した質の高い金融商品や投資教育の機会が提供されることが期待される。

(「『ESG 金融懇談会 提言 ~ ESG 金融大国を目指して ~』<具体的提言>3. 直接金融市場における ESG 投資の加速化 (2) 環境・社会の持続可能性にインパクトを与えるために」より抜粋)

6. 発行会社による情報開示

(1) 背景

前述の通り、民間企業による環境・社会的課題の解決に向けた取組みを促すためには機関投資家による ESG 投資が有効と考えられる(前記「5.投資家行動のあり方」参照)。また、投資家による ESG 投資の更なる拡大に向けては、投資判断に資する企業の非財務情報の開示が必要不可欠と考えられる。一方、評価機関等による ESG 格付・評価をより利用しやすい環境にすることも、投資家の投資判断に資すると考えられるが、本分科会では、有識者から、現状、ESG 格付・評価に用いる企業の情報開示が十分でないことが指摘されている(前記「4.評価体系の確立(ESG 評価/指数)」参照)。

他方、国際的な潮流として、金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示 タスクフォース (Task Force on Climate related financial disclosure(

以下「TCFD」という。))の提言を踏まえた情報開示促進の動きも進んでおり、 企業には、形式的な情報開示ではなく、気候変動に適切に対応するためのガバナ ンス態勢を整備し、どのような事業戦略を立て、いかにリスク・機会を管理し、 どのような指標・目標を設定しているかについての自主的な開示が求められて いる。

このような現状等を踏まえ、本分科会では、企業の情報開示について、以下の意見があった。

✓ 日本企業の非財務情報開示は欧米企業に比べて遅れていると言われている が、ESG 関連情報開示の基礎となるルール、フォーマットを整備できれば、 インパクト投資や ESG 投資のさらなる普及に向けて企業、投資家、証券業界 にとっても Win-Win の関係となると考えられる。

- ✓ 企業による各種 ESG 関連の取組みを一定の基準において開示することにより投資家等が容易に企業を比較することが可能になるのではないか。
- ✓ 格付・評価機関等において、発行体が最低限開示すべき情報を一定程度明確 に示すことも有用ではないか。
- ✓ 欧州の法規制や TCFD の動向等、グローバルな潮流を踏まえた ESG 情報の開 示強化には、行政の後押しやオーソライズも必要ではないか。

また、企業の非財務情報開示の促進に向け、証券会社として果たすべき役割等について、以下の意見があった。

- ✓ 発行体の非財務情報の充実に向け、証券会社各社は本業(投資銀行ビジネス) として、「ESG は企業にとって経営課題そのものであり、ESG をどのように成 長戦略に結び付けていくか」に関する各企業へのアドバイスを行うべきであ る。
- ✓ 現状、証券会社として企業に ESG についてアドバイスを行える十分な知見の ある人材がいないため、実態としての ESG 評価がリアルにできる人材育成を 行う必要がある。

(2) TCFD 提言への賛同

日証協では、企業の非財務情報の開示を巡る世界的潮流や、本分科会における 議論において SDGs に貢献する金融商品への投資促進のためには企業による ESG 情報の開示が重要とされたことを踏まえ、2019年2月、TCFD 提言への賛同を表 明した。

日証協は、今後、TCFD に関する国内外の動向について情報収集に努め、適宜、 証券会社へ情報提供を行う予定である。

Ⅳ. おわりに

本報告書は、SDGs に掲げられた社会的課題解決に向け、民間資金がより流入するよう、SDGs に貢献する金融商品の普及・推進策について、本分科会において検討した結果を取りまとめたものである。

前述の通り、SDGs 達成には、年間 5 兆~ 7 兆ドルの投資が必要と言われており、途上 国全体で年間 2.5 兆ドルが不足するとされる 10 。これらの資金ギャップを解消し、途上 国を含む世界全体で持続可能な社会を構築していくために、資本市場に求められる役割 は極めて大きいと考えられる。

今後は、証券業界及び証券会社各社において、本報告書に示された考え方を踏まえ、 SDGs に貢献する金融商品の普及・推進に向け、市場仲介者としての役割の発揮が期待 される。

また、本報告書においても示されたとおり、SDGs に貢献する金融商品の普及・推進には証券業界のみならず、投資家及び発行体の役割が非常に重要である。企業が SDGs をビジネスモデルに取り込むことで投資家と Win-Win の関係を確立し、更に SDGs の取組みへの投資が促進するといった好循環が実現するよう、資本市場に係る全てのステークホルダーが連携し取組みを推進することが期待される。

他方で、SDGs に貢献する金融商品の普及・推進に向けた課題のうち、本分科会において議論を尽くせていない課題や、検討の結果、中長期的課題として整理された課題も存在する。特に、本分科会においては、SDGs に貢献する金融商品の中でも SDGs 各ゴールへのインパクトがより明確と考えられる「債券」に焦点を当て議論を行ってきたが、株式や投資信託等の債券以外の金融商品の取扱いを通じた SDGs への貢献策についての議論が求められている。

本分科会においては、引き続き、SDGs に関する国際的な動向や資本市場を取り巻く環境等を踏まえ、必要に応じて、残された課題や新たな施策の方向性などについて検討を行って参りたい。

以 上

https://unctad.org/en/PublicationsLibrary/wir2014_en.pdf

 $^{^{10}\,}$ UNCTAD World Investment Report 2014

「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会 委員名簿

平成31年2月

主	查	荻	野	明	彦	(大 和 証 券 常務執行役員)
委	員	安	藤	健	実	(バークレイズ証券 投資銀行部門長)
J	"	石	Ш	尚	志	(いちよし証券取締役)
,	"	植	木	博	士	(ゴールドマン・サックス証券 政府関連担当部長)
,	"	魚	津		亨	(水 戸 証 券 取締役副社長)
,	"	小	Ш	裕	之	(S B I 証 券 取締役経営企画部長)
,	"	沖	津	嘉	昭	(岩 井 コ ス モ 証 券 代表取締役会長)
,	"	河	П	真 理	子	(大 和 総 研主席研究員)
J	"	合	田	_	朗	(東 海 東 京 証 券 常務執行役員)
,	"	後	藤	匡	洋	(野村 證券執行役員)
,	"	朔		慶	典	(U B S 証 券 上席執行役員)
,	"	諏	訪		_	(三菱UF J モルガン・スタンレー証券 執 行 役 員 投資銀行本部副本部長)
,	"	泊		健	_	(徳 島 合 同 証 券 代表取締役社長)
J	"	野	津	和	博	(SMBC日興証券 常務執行役員)
,	"	浜	西	泰	人	(みずほ証券専務執行役員)
,	"	林		礼	子	(メリルリンチ日本証券 副 会 長)
,	"	深	沢		歩	(BNPパリバ証券 がローバルマーケット 統括本部長)
J	"	藤	野		敦	(岡 三 証 券 常務執行役員)
J	"	萬	代	克	樹	(マ ネ ッ ク ス 証 券 取締役常務執行役員)
J	IJ	和	里	田	聰	(松 井 証 券 常務取締役)

以 上 20名 (五十音順・敬称略)

「証券業界における SDG s の推進に関する懇談会」の設置について

平成29年9月日本証券業協会

1. 設置の目的

2015 年、国際連合は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」(SDGs) として、2030 年を期限とする 17 の目標と 169 のターゲットを定め、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取組みを進めている。また、我が国においても、「SDGs 推進本部」を設置し、我が国の指針として SDGs 実施指針を定めるなど、国際協力への取組みが進みつつある。

このような情勢を踏まえ、証券業界としても、SDGs で掲げられている社会的な課題に積極的に取り組んでいくため、本協会会長の諮問機関として「証券業界における SDGs の推進に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置することとする。

2. 検討事項等

- (1) SDGs の 17 の目標に照らし、以下のテーマについて検討する。
 - ① 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る
 - ② 働き方改革そして女性活躍支援
 - ③ 社会的弱者への教育支援
- (2) 国際会議、イベントとの連携、広報活動などについて検討、実施する。

3. 分科会の設置

懇談会はテーマ毎に以下の分科会を設けて検討を行う。

なお、懇談会は、以下の分科会のほか、必要に応じ分科会を設置することができることとする。

(1) 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会

証券業界において、いわゆるインパクト・インベストメント(ワクチン債、ウオーターボンド、グリーンボンド等の組成・販売など)、ESG 投資など、既に行われている取組みが SDGs の目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに貢献できる可能性について検討する。

(2) 働き方改革そして女性活躍支援分科会

生産性の向上や働きがいのある職場環境の整備、女性雇用の推進、女性管理職の育成、人材マネジメントなど、既に行われている取組みが SDGs の目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、証券業界における生産的な雇用とディーセント・ワークの達成について検討する。

(3) 社会的弱者への教育支援に関する分科会

父子家庭、母子家庭、両親のいない子供等への資金援助、ボランティアなどについて、既

に行われている取組みが SDGs の目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに具体的な活動について検討する。

4. 構成

- (1) 懇談会
 - ① 懇談会の委員は、会員(グループ会社を含む。以下同じ。)の役職員及び有識者をもって構成する。
 - ② 懇談会の座長は、会長が務めるものとする。
 - ③ 懇談会の委員は、会長が選任する。
 - ④ 懇談会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (2) 分科会
 - ① 分科会の委員は、会員の役職員及び有識者をもって構成する。
 - ② 分科会に主査を置く。
 - ③ 分科会に副主査を置くことができる。
 - ④ 分科会の委員は、会長が選任する。
 - ⑤ 分科会には、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
 - ⑥ 懇談会の委員は、本分科会に参加することができる。

5. 運営

(1) 懇談会

懇談会の検討状況等については、適宜、本協会理事会、証券戦略会議及び自主規制会議に報告する。

(2) 分科会

分科会の検討状況等については、適宜、懇談会に報告する。

6. 事務の所管

懇談会及び分科会の庶務は、本協会 SDGs 推進室が担当する。

以上

「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の運営について

平成 29 年 11 月 1 日 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会

「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」(以下「分科会」という。)の運営については、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」設置要綱に定めるもののほか、次によるものとする。

1. 分科会への出席等

- (1) 委員は、テレビ会議システムを利用して分科会に出席することができる。
- (2) 委員が分科会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。

2. 議事要旨等の公表

- (1) 事務局は、分科会終了後、遅滞なく議事要旨を作成する。
- (2) 委員は、議事要旨の確認を行い、必要な訂正等行うことができる。
- (3) 議事要旨(発言者名を付さない)及び配付資料は、原則として日本証券業協会のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、分科会の審議に支障を及ぼすおそれがあるものその他主査が必要と認めるときは、議事要旨及び配付資料の全部又は一部を削ることができる。

3. 対外公表

分科会の内容については、必要に応じて、記者説明を行う。

4. その他

上記に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

以上

「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」における検討状況

開催日	議題
	1. 本分科会の運営及び今後の進め方等について
	2.ESG(Environment, Social, Governance)投資、グリーン
	ボンド、ソーシャルボンドの動向等について
	(1) 持続可能な金融の最新動向
	【ゲストスピーカー】
第1回	ICMA(国際資本市場協会) 会長 ルネ・カーセンティ氏
平成 29 年 11 月 1 日	ICMA 市場慣行及び規制政策担当ディレクター ピーター・ムンロ氏
	(2) 低炭素経済への移行へ向けたグリーンファイナンス・
	投資の拡大
	【ゲストスピーカー】
	OECD(経済協力開発機構) 事務次長 河野 正道 氏
	3. 意見交換
	1.SDGs に関連する途上国の課題と JICA の取組
第2回	【ゲストスピーカー】
平成 29 年 12 月 12 日	国際協力機構 企画部 参事役 (SDGs 推進班) 小田 亜紀子氏
十成 29 平 12 月 12 日	国際協力機構 財務部 参事役 田中 賢子氏
	2. 今後の検討の進め方について
	1. グリーンボンド支援施策について
	【ゲストスピーカー】
	環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐(環境金融担当)永田 綾 氏
	2. 社会貢献型債券(SRI 債)市場の現状と今後の課題
第3回	【スピーカー】
平成 30 年 2 月 16 日	大和証券デット・キャピタルマーケット部 海外オリジネ
	ーション課 兼 オリジネーション課次長 徳田 健 氏
	3. 現状把握・課題洗出しのための分科会委員宛てアンケー
	ト (案) について
第4回	1. メンバー宛アンケート結果の概要
平成 30 年 4 月 13 日	2. 今後の検討事項(案)について
第5回	1. 呼称の統一及びガイドラインの整理について
平成 30 年 5 月 25 日	2. 投資家行動の在り方について

第6回	SDGsに貢献する金融商品に関する呼称の統一及び証券	
平成 30 年 6 月 15 日	会社向けマニュアル等について	
	1. SDG s 推進のための税制改正要望について	
第7回	2. SDG s に貢献する債券の投資家に対する優遇策につい	
平成 30 年 10 月 15 日	て (リスク・ウェイトの観点から)	
	3. その他	
	1.信用格付における ESG の評価手法と PRI 格付声明への取	
	り組み	
	【ゲストスピーカー】	
	株式会社 格付投資情報センター	
	格付企画調査室長兼 ESG 推進部長 石渡 明 氏	
	2.ESG 関連指数について	
佐の日	【ゲストスピーカー】	
第8回	S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス	
平成 30 年 11 月 20 日	日本オフィス統括責任者 牧野 義之 氏	
	北東アジア・マーケティング シニアディレクター	
	井 健太郎 氏	
	株式会社 東京証券取引所	
	情報サービス部長 西向 一浩 氏	
	情報サービス部 指数グループ 課長 三浦 崇宏 氏	
	3. その他	
	1. 欧州と世界のグリーンファイナンスの発展	
	【ゲストスピーカー】	
	経済協力開発機構 (OECD) 事務次長 河野 正道 氏	
	2. 新興国市場の金融機関を対象とした IFC のグリーンボン	
	ド・ファンド - 投資の促進と発行の活発化	
	【ゲストスピーカー】	
答 0 回	国際金融公社(IFC) CIO Jean-Marie Masse 氏、	
第9回	同 シニア・インベストメント・オフィサー 小出 治子 氏	
平成 30 年 12 月 12 日	3.ICMA のグリーンボンド原則及び Executive Committee 等	
	における議論のアップデート	
	【ゲストスピーカー】	
	国際資本市場協会(ICMA)ディレクター Peter Munro 氏	
	4.「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の検討状	
	況等について	

	1. 本分科会報告書(案)の概要について
第 10 回	2. その他
平成 31 年 1 月 23 日	(1)日証協の TCFD 対応について
	(2) サステナブルファイナンスの ISO 規格について

SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ 委員名簿

平成30年10月

コーポレート・ファイナンス 第 二 部 次 長) 主査 徳 田 健 (大 和 証 デット・キャピタル・) マーケット部 ESG 債担当部長) 委員 相原 和之 (野 村 證 デットキャピタルマーケット第三部 サステナブル・ファイナンス・デスク)
ヴァイスプレジデント 伊 井 幸 恵 (み ずほ 証 券 IJ 小 黒 正 行 (岡 三 証 券 金 融 商 品 部 部 長) IJ (東海東京証券キャピタル・マーケッツ部部長) 齍 藤 哲 雄 IJ 投資銀行部門資本市場本部 (ゴールドマン・ (サックス証券 資 本 市 場 部 長 マネージング・ディレクター 櫻 本 剛 資本市場本部 本部長補佐)兼SDGsファイナンス室長) =瓶 匡 尚(SMBC日興証券 本 市 場 部 券 資 本 市 場 イ レ ク タ 資債デ (メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 部) 酢 谷 祐 IJ 投資銀行本部 デット・キャピタル・マーケット部)エグゼクティブ・ディレクター 良 介 (三菱UFJモルガン・スタンレー証券 村 \blacksquare

以上 9 名 (五十音順・敬称略)

「SDGsに貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」の設置について

平成30年9月日本証券業協会

1. 設置の目的

平成29年9月、本協会では、国際連合が定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)で掲げられている社会的な課題に証券業界として積極的に取り組んでいくため、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置した。また、証券業界において、いわゆるインパクト・インベストメント(ワクチン債、ウォーターボンド、グリーンボンド等の組成・販売など)、ESG投資など、既に行われている取組みがSDGsの目標に照らし、貢献している分野を調査、整理するとともに、さらに貢献できる可能性について検討するため、同懇談会の下部機関として「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」(以下、「分科会」という)が設置された。

分科会においては、SDGs 達成のために求められる民間資金の導入に向けて、証券業界が本業とする資金過不足の調整機能の発揮が期待されるなか、グリーンボンド、ソーシャルボンド等の SDGs に貢献する金融商品について、定義や呼称の整理、会員役職員及び投資家の理解度・認知度向上に向けた施策が重要とされた。これを受け、証券業界としての取組みについて実務に即して検討を進めていくため、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 本ワーキング・グループは、当面、次の事項について検討を行う
 - ① SDGsに貢献する金融商品の定義、呼称
 - ② 会員証券会社の役職員への普及・啓発や、投資家の認知度の向上に向けた施策
- (2) その他、必要に応じて、SDGsに貢献する金融商品の普及、推進に向けた課題について検討を行う。

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (2) 本ワーキング・グループのメンバーは、会員の実務に精通した役職員から選任する。
- (3) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループの主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 本ワーキング・グループのメンバーは、必要に応じ、所属会社の役職員を陪席又は代理出席させることができる。

4. 運営

本ワーキング・グループの検討状況等については、適宜、分科会に報告を行う。

5. 事務の所管

本ワーキング・グループの庶務は、本協会 SDGs 推進室が担当する。

以 上

「SDG s に貢献する金融商品に関するワーキング・グループ」における検討状況

開催日	議題
第1回 平成30年9月13日	 本 WG の進め方について 「SDGs 債」の定義・範囲について(案)
一次 30 平 3 万 13 日	3. 会員役職員向けの手引き(仮)について
第2回 平成30年11月8日	・呼称「SDGs債」の方向性について
	1. 欧州と世界のグリーンファイナンスの発展
	【ゲストスピーカー】
	経済協力開発機構 (OECD) 事務次長 河野 正道 氏
	2. 新興国市場の金融機関を対象とした IFC のグリーンボン
	ド・ファンド - 投資の促進と発行の活発化
	【ゲストスピーカー】
第3回	国際金融公社(IFC) CIO Jean-Marie Masse 氏、
平成 30 年 12 月 12 日	同 シニア・インベストメント・オフィサー 小出 治子 氏
	3.ICMA のグリーンボンド原則及び Executive Committee 等
	における議論のアップデート
	【ゲストスピーカー】
	国際資本市場協会(ICMA)ディレクター Peter Munro 氏
	4.「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」の検討状
	況等について
学 4 国	1.「SDGs債」の範囲について
第4回	2. SDG s に貢献する金融商品に関するガイドブック
平成 30 年 12 月 20 日	(仮) について

本分科会委員宛てアンケート項目および結果の概要

アンケート項目	結果の概要
顧客に対する ESG 要 因を考慮した投資勧 誘	✓ 「顧客向け資料等において ESG を組み込んだ実績がある」との回答のほか、「顧客の買付けに際して ESG や環境関連を勧める取組みを行っている」との回答が寄せられた(6社)。 また、「レポートや分析の場面で言及する」との回答や、東日本復興関連ファンドの販売に係るコメントが寄せられた。
自社のディーリング 業務における ESG を 加味した投資決定等	✓ 「自社の運用において ESG を考慮、確認する」との回答(3社)のほか、「顧客需要への対応としてのディーリングや流動性供給を行っている」との回答(3社)が寄せられた。✓
発行体との間の事務 において改善した方 がよい法規制、慣習/ 方策	回答:5社 【挙げられた課題】 インパクト・インベストメントの定義・基準明確化や起債メリットの 欠如のほか、仕組債等の商品の多様化の検討が課題として挙げられた。 その他、発行開示書類の整備や地方債における予算執行の問題に関する 課題も寄せられた。
販売において改善した方がよい法規制、慣習/方策	回答:9社 【挙げられた課題】 ✓ インパクト・インベストメントに係る定義や販売手法の整備、ガイドラインの必要性に関する課題のほか、販売側・投資家の認識面での課題が挙げられた。その他、投資家・発行体双方のメリット欠如や情報開示に関する課題も寄せられた。
インパクト・インベストメント、ESG 投資に係る普及・啓発活動における課題/方策	回答:17社 【挙げられた課題】 ✓ 多くの回答会社より、社会や投資家における認識の問題、発行体・投資家のメリット欠如(またはコスト)が挙げられたほか、評価基準やデータの不足、 <u>情報提供・広報活動</u> の必要性が寄せられた。
その他、インパクト・インベストメント、E SG投資の推進における課題/方策	回答:13社 【挙げられた課題】 複数の回答会社より、販売側や社会、投資家における認識の問題、商品としての魅力や信用力の不足、発行体・投資家のメリット欠如(または事務負担)が挙げられたほか、ESG に係る情報や定義の統一、投資家への情報提供、官民をあげての取組みについての意見が寄せられた。また、投資家のルール作りの必要性や、証券会社の役割がサポートに留まっているとの回答があった。
その他、証券会社がビジネスを通じ、社会的課題への解決に向け資金を供給するための方策等	回答:12社 【寄せられた方策等】 ✓ 日証協が行う方策として、社員向け、各種投資家向け資料の作成等が 挙げられた。 ✓ 証券会社の方策として、手数料収入等の一部を活用した支援や社会 的課題解決に向けた融資・引受等の実行、セミナーやリサーチで ESG や SDGs をテーマとすることなどが挙げられた。 ✓ 投資家メリットのための方策として、つみたて NISA の対象指数に加 える、非課税にするといった意見が寄せられた。 ✓ その他、ESG 投資を推進する金融機関を評価する仕組みや、指数組成 の必要性、調達資金全額が原則社会的課題の解決に向け供給される 債券のインパクトが大きいといった意見が寄せられた。